

あま市国民保護計画（平成27年度修正）新旧対照表

頁	旧（平成26年度）	新（平成27年度修正）	修正の理由																																																	
6	<p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成27年1月1日現在の人口は88,355人で、このうち65歳以上の高齢者は約24.7パーセントを占めている。この比率は、全国平均よりは低いものの、今後も老年人口の増加が予想される。</p> <p>世帯数は34,879世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は2.53人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p>	<p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成28年1月1日現在の人口は88,514人で、このうち65歳以上の高齢者は約25.3パーセントを占めている。この比率は、全国平均よりは低いものの、今後も老年人口の増加が予想される。</p> <p>世帯数は35,322世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は2.51人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p>	時点修正																																																	
11	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課における平素の業務</p> <p>市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>【市の各部課における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部等</th> <th>課</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建設産業部</td> <td>都市計画課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>土木課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>産業振興課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>七宝焼アトヴ イルヅ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>上水道課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育部</td> <td>学校教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給食センター課</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部等	課	平素の業務	建設産業部	都市計画課	略	土木課	略	産業振興課	略	七宝焼アトヴ イルヅ	略	上水道課	略	下水道課	略	教育部	学校教育課	略	生涯学習課	略	給食センター課	略	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課における平素の業務</p> <p>市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>【市の各部課における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部等</th> <th>課</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建設産業部</td> <td>都市計画課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>土木課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>産業振興課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>七宝焼アトヴ イルヅ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部</td> <td>上水道課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">教育部</td> <td>学校教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>1 所管施設における避難所の準備に関すること</td> </tr> <tr> <td>給食センター課</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部等	課	平素の業務	建設産業部	都市計画課	略	土木課	略	産業振興課	略	七宝焼アトヴ イルヅ	略	上下水道部	上水道課	略	下水道課	略	教育部	学校教育課	略	生涯学習課	略	スポーツ課	1 所管施設における避難所の準備に関すること	給食センター課	略	組織変更
部等	課	平素の業務																																																		
建設産業部	都市計画課	略																																																		
	土木課	略																																																		
	産業振興課	略																																																		
	七宝焼アトヴ イルヅ	略																																																		
	上水道課	略																																																		
	下水道課	略																																																		
教育部	学校教育課	略																																																		
	生涯学習課	略																																																		
	給食センター課	略																																																		
部等	課	平素の業務																																																		
建設産業部	都市計画課	略																																																		
	土木課	略																																																		
	産業振興課	略																																																		
	七宝焼アトヴ イルヅ	略																																																		
上下水道部	上水道課	略																																																		
	下水道課	略																																																		
教育部	学校教育課	略																																																		
	生涯学習課	略																																																		
	スポーツ課	1 所管施設における避難所の準備に関すること																																																		
	給食センター課	略																																																		

頁	旧 (平成26年度)	新 (平成27年度修正)	修正の理由																
37	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <p>【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】</p> <div data-bbox="347 384 1043 432" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">市対策本部の組織及び機能</div> <p>※市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <p>【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】</p> <div data-bbox="1234 384 1930 432" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">市対策本部の組織及び機能</div> <p>※市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。</p>	組織変更																
41	<p>【市対策本部の所掌事務】</p> <table border="1" data-bbox="212 1265 1043 1468"> <thead> <tr> <th>部等</th> <th>課</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建設産業部</td> <td>都市・建設班 (都市計画課)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>土木・河川班 (土木課)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部等	課	武力攻撃事態等における業務	建設産業部	都市・建設班 (都市計画課)	略	土木・河川班 (土木課)	略	<p>【市対策本部の所掌事務】</p> <table border="1" data-bbox="1099 1265 1930 1468"> <thead> <tr> <th>部等</th> <th>課</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建設産業部</td> <td>都市・建設班 (都市計画課)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>土木・河川班 (土木課)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部等	課	武力攻撃事態等における業務	建設産業部	都市・建設班 (都市計画課)	略	土木・河川班 (土木課)	略	組織変更
部等	課	武力攻撃事態等における業務																	
建設産業部	都市・建設班 (都市計画課)	略																	
	土木・河川班 (土木課)	略																	
部等	課	武力攻撃事態等における業務																	
建設産業部	都市・建設班 (都市計画課)	略																	
	土木・河川班 (土木課)	略																	

頁	旧（平成26年度）			新（平成27年度修正）			修正の理由
	建設産業部	農政・商工班 （産業振興課）	略	建設産業部	農政・商工班 （産業振興課）	略	
アート・イレッジ班 （七宝焼 アート・イレッジ）		略	アート・イレッジ班 （七宝焼 アート・イレッジ）		略		
給水班 （上水道課）		略	上下水道部	給水班 （上水道課）	略		
下水班 （下水道課）		略		下水班 （下水道課）	略		
教育部		教育班 （学校教育課）	略	教育部	教育班 （学校教育課）	略	
		社会教育班 （生涯学習課）	略		社会教育班 （生涯学習課）	略	
	給食班 給食センター課	略	社会体育班 （スポーツ課）		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 所管施設利用者の安全の確保に関すること 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 		
給食班 給食センター課	略						
83	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>（2）廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>			<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>（2）廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>			<p>国の新指針作成に伴う変更</p>